

## ○福岡県文化芸術振興審議会規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、福岡県文化芸術振興条例（令和二年福岡県条例第七号）第六条第四項の規定に基づき、福岡県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

### (組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

### (委員)

第三条 委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会の意見を聴いて、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は審議会の会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第六条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができるものとし、部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、人づくり・県民生活部文化振興課において処理する。  
この場合において、教育委員会の諮問に係る事項に関する庶務は、当該諮問事項を所管する教育庁の課の協力を得て処理するものとする。

(補則)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。